

電子取引データの保存要件が緩和されます

(多くの個人事業者が従前の保存方法のままでOK！)

2024年1月1日から、電子メールの添付ファイル等で受領・送付した請求書等は、**Ⅰ.改ざん防止措置や、Ⅱ.検索機能の確保といった保存要件に従った電子データの保存が必要**になる予定でしたが、令和5年度税制改正により、下記のとおり要件が緩和されます。

令和5年度税制改正による要件緩和(一部抜粋)				
対象	Ⅰ.改ざん防止措置	Ⅱ.検索機能の確保	その他の要件	
全ての事業者	原則	必要	必要	
	例外	必要	不要	・売上高が5,000万円以下 ・日付等により整理された出力書面の提示／提出ができる ・税務職員から求められた際にデータで渡す(データを消去しない)
相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者等	猶予措置	不要	不要	・出力書面の提示／提出ができる ・税務職員から求められた際にデータで渡す(データを消去しない)

システム対応が間に合わないといった相当の理由がある事業者等については、上記Ⅰ、Ⅱの要件が不要となり、「出力書面を保存」し、「税務職員から求められた際にデータで渡せる」状態にしておけば、多くの個人事業者が従前の保存方法のままで良いこととされます。

詳しい情報は税務署にお問い合わせください

労働保険 のお知らせ

令和5年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに。

申告・納付期間は

6月1日(木)～7月10日(月)です。

お問い合わせは

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課

電話045-650-2803

労働保険の申請は
便利な電子申請で！

労働保険の電子申請

詳しい内容はこちらから

税務署からの
お知らせ

国税職員採用募集

Pride of the Specialist～公平な世の中を創る、志～

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

人事院国家公務員試験[採用NAVI]

採用関係お役立ちリンク集

Web-TAX-TV

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

試験区分	税務職員
受験資格	1 2023(令和5)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2020(令和2)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2024(令和6)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
申込期間	令和5年6月19日(月)9時～6月28日(水)[受信有効]
1次試験	令和5年9月3日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験
2次試験	令和5年10月11日(水)～10月20日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査
合格発表	令和5年11月14日(火)

税のカレンダー

納期限を守りましょう！
口座振替を利用しましょう！

○所得税の予定納税

税務署からの通知期限：6月15日(木)
減額申請の提出期限：7月18日(火)
第1期分の納付期限：7月31日(月)

○源泉所得税(1～6月徴収分)

※納期の特例の承認を受けている場合
納付期限：7月10日(月)

○固定資産税

※小田原市は固定資産税及び都市計画税
県西2市8町：7月31日(月)
第2期分の納付期限
※国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び市県民税・町県民税の納期限等については、お住いの市町村にご確認ください。

生活のツボ

幸福ホルモンの増やし方

「幸せになりたい」これは人類共通の願いではないでしょうか？しかし、物が豊かでお金がたくさんあっても、心が満たされないこともあります。実は幸せを感じるのは脳なので、脳を幸せにすればいいのです。幸せの正体は、脳内から出る幸福ホルモン。その幸福ホルモンの中の1つである、セロトニンの増やし方を4つ紹介します。①日光に当たる(1日30分以上) ②有酸素運動をする(リズムカルな歩行運動など) ③自然と触れ合う(森林浴やハイキングなど) ④トリプトファンを多く摂取する。(乳製品、大豆製品、カツオ、マグロ、ナッツ、バナナ、卵)。

①②③には、太陽の出ている時間に緑のたくさんある場所での30分位のウォーキングがお勧めです。④に関しては、ナッツやバナナをヨーグルトに混ぜ、朝食などにプラスしてはいかがでしょうか。セロトニンは少し意識するだけで増やせるホルモンです。毎日の運動と幸福ホルモンの原料になる食品の摂取で、日々を豊かに過ごしましょう。

ご存じですか？年金受給者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は不要です(外国において支払われる公的年金等は源泉徴収の対象とならないため、この支給を受けている方は所得税の確定申告が必要です)。ただし、所得税の還付を受けるために確定申告書を提出することはできます。

また、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

```
graph TD
    A[公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下] -- はい --> B[公的年金等以外の所得金額(給与・個人年金など)が20万円以下]
    A -- いいえ --> C[「所得税の確定申告」が必要  
※所得税の確定申告書を提出した場合、  
「住民税の申告」は不要]
    B -- はい --> D[所得税が源泉徴収されている]
    B -- いいえ --> C
    D -- はい --> E[所得税の還付がある  
(納税になる場合は「いいえ」へ)]
    D -- いいえ --> F[各種控除(障害・扶養など)の変更・追加がある]
    E -- はい --> G[所得税の還付を受けるには...]
    G -- はい --> H[「所得税の確定申告」は不要  
「住民税の申告」が必要]
    G -- いいえ --> C
    F -- はい --> H
    F -- いいえ --> I[公的年金等に係る雑所得以外の所得がある]
    I -- はい --> H
    I -- いいえ --> J[「所得税の確定申告」「住民税の申告」  
どちらも不要]
```

詳しい情報は税務署にお問い合わせください

税の基礎知識

所得税の予定納税

前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する制度が予定納税です。

予定納税額は、税務署長からその年の6月15日までに、書面で通知されます。

予定納税の金額は、その年の確定申告をすることにより精算されます。年税額が予定納税額より多い場合は差額を納付し、予定納税額より少ない場合は差額が還付されます。

(1)納期限
予定納税額は、予定納税基準額の3分の1の金額を第1期分として7月31日までに、同じく3分の1の金額を第2期分として11月30日までに納付することになっています。

(2)減額申請
所得税の見積額が予定納税基準額より少なくなる人は、「予定納税の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。第1期分及び第2期分の減額申請は7月15日まで、第2期分のみ減額申請は11月15日までに提出します。

(予定納税額の通知書の表示例)

詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。

小田原税務署
(税についての相談窓口)

TEL:0465-35-4511 (自動音声によりご案内)

県税事務所からのお知らせ

～事業主の皆様へ～個人住民税の特別徴収について

従業員の方の個人住民税(市町村民税と県民税)は、事業主の方が毎月の給料のお支払いの際に、所得税と同じように給料から差し引いて徴収(特別徴収)し、市町村へ納付していただくことになっています(地方税法第41条、第321条の3)。

税額計算や年末調整は不要です

所得税の源泉徴収とは異なり、給料から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって、所得税のような税額計算や年末調整は必要ありません。

従業員の方の負担が少なくて済みます

この制度は、従業員の方が金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができます。また、普通徴収(従業員の方がご自分で納付する方法)の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回に分割されますので、1回当たりの負担が少なくて済みます。

手続きの詳細については

従業員の方がお住まいになっている市町村の住民税(特別徴収)担当課までお問い合わせください。

◇問合せ先 小田原県税事務所 事業税課 TEL0465-32-8000(代)

無料相談

会員限定

要ご予約

24-2612

弁護士

法律相談会

10時～12時

6月16日(金)
7月4日(火)
7月21日(金)
8月1日(火)
8月18日(金)

弁護士

相続相談会

10時～12時

6月21日(水)
7月19日(水)
8月16日(水)

社労士

年金・社会保険相談会

10時～12時

6月13日(火)
7月11日(火)
8月8日(火)

不動産コンサルタント

不動産相談会

10時～12時

6月22日(木)
7月27日(木)
8月24日(木)

税理士

税相談会

14時～16時

6月15日(木)
7月20日(木)
8月17日(木)

日本政策金融公庫

融資相談会

10時～12時

8月2日(水)
10月4日(水)

経営コンサルタント

経営相談会

日時応談

24-2614まで
ご予約ください

会場

納税者センター・青色会館

ご注意

同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。

次回発行日

次回(8-9月号)の新聞折込は2023年8月13日(日)の予定です。